

香川自治会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は香川自治会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、茅ヶ崎市香川3-20-1 香川自治会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の連帯と相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、台風その他災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。尚、平常時の活動は香川自治会防災部会がこれにあたる。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の災害発生時における被害状況の掌握など情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること
- (4) 行政との密接な連絡をとること
- (5) 各町内会防災活動の支援をすること
- (6) 避難所運営委員会へ参加すること
- (7) 防災訓練の実施に関すること
- (8) 防災備品、防災資機材の備蓄に関すること
- (9) その他本会の目的を達成するに必要な事項

(会員)

第5条 本会は、香川自治会に加入する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条

1. 本会には次の役員を置き、自治会の役員及び自治会長が推薦した者がその任にあたる。
 - (1)会長（自治会長） (2)副会長（各町内会長及び町内副会長）
 - (3)班長 (4)副班長
 - (5)顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者）
2. 役員任期は2年とする。但し再任することを妨げない。
3. 班とは平常時の活動及び地震等災害時における応急活動に当たり、予め定めた防災組織上、各役割に対応した任務分担の一部門をいい、詳細は別途定める運用細則による。
4. 各班には、班長（責任者）及び副班長を置き、その構成員の中から互選により決める。

尚、企画・自衛・自治会館の各班については香川自治会部会長、副部会長が班長及び副班長の任にあたる。

(役員の仕事)

第7条

1. 会長は、本会を代表して会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときには、その職務を代行する。
3. 班長は、会長の命を受け、地震等発生時における班の応急活動の指揮にあたる。
4. 副班長は、班長を補佐し、班長が事故等あるときは、その職務を代行する。
5. 顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者）は、会長の命を受け、会長及び各班の応急活動等に対して協力し、助言を与える。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条

1. 総会は、自治会全役員を持って構成する。
2. 総会は、年1回開催する。但し必要に応じて臨時に開催することができる。
3. 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条

1. 役員会は、会長、副会長、班長、副班長及び顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者）をもって構成する。
2. 役員会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと
 - (2) 自主防災会の事業にかかわること
 - (3) その他役員が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第11条

1. 本会は、地震等における被害の防止及びその軽減を図るため、防災計画を作成する。
2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災に関する知識の普及に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 地震等の災害発生時における被害状況の掌握など情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること
 - (5) その他必要な事項

自治会自主防災会規約運用細則

1. この細則は、香川自治会自主防災会規約に関することを運用細則として定める。

2. 細則の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の防災対策
- (2) 大地震が発生した時
- (3) 津波警報が発令された時
- (4) 想定される東海地震等の警戒宣言の出された時
- (5) 大火災が発生した時
- (6) 風水害等の被害が著しい時
- (7) 会長が必要と認めた時

3. 本会組織を構成する各班の業務及び責任者、構成員は次のとおりとする。

班	業務の分担	構成員 ☆責任者
(1) 総括	会長（自治会長）、副会長（各町内会長、副会長）及び総務、会計、防災の各部長及び会長が指名する顧問で構成し全般を指揮する。	☆防災会会長 （自治会長）
(2) 企画	平常時において防災知識の普及、予防、防災訓練の計画 防災計画の作成、規約、組織体制等の点検、構築 防災資機材、防災備品類の備蓄、管理	☆防災部会長 防災部会
(3) 情報	各町内及び市の情報の収集・伝達と広報活動	防災部会員 広報部会
(4) 消火	初期消火、消火器の確保及び消防団との連携	防災部会員 体育部会
(5) 救出救護	負傷者の救出、救護活動	防災部会員 環境部会
(6) 避難誘導	住民の避難誘導活動を迅速に安全に行う。	防災部会員 ふれあい部会 各組長
(7) 給食給水	食料物資、飲料水の確保、配分を行う。	防災部会員 美化部会
(8) 自衛	町内をパトロールし住民の財産保全等を図る。	☆防犯部会長 防犯部会
(9) 自治会館	自治会館の管理を行う。	☆会館管理部会長 会館管理部会

4. 各班の構成員には上記構成員の他、各班に防災リーダーを出来る限り配置する。

5. 災害発生時における対応

- (1) 災害が発生し、会長が規約を適用すると判断した時、先ず、会長は総括班を本会へ招集する。

但し、副会長（各町内会長及び町内副会長）とは連絡を取り、状況を判断し町内に留まるか、召集するか判断する。

- (2) 会長は、各班長と連絡をとり、各担当する任務の準備及び応急活動を指示する。
又、会長は本会への招集か、所定の避難所にての活動かを指示する。
 - (3) 副会長（各町内会長）は、町内の被害状況を掌握し、速やかに会長へ報告する。
 - (4) 副会長（各町内会長）は、組長と連絡をとり、各組員の被害状況の報告を受ける。
 - (5) 組長は、各組員の被害状況を掌握し、副会長に報告をするとともに防災リーダーとともに、組員の避難誘導に務める。
6. 副会長（各町内会長）は、組長より被害状況の報告（様式1）を受けた時は、速やかに会長へ連絡する。
 7. 既に住民が避難している時は、避難誘導班はその状況を会長へ連絡する。
 8. 会長は、被害状況を茅ヶ崎市災害対策本部へ逐次伝達し、各町内会長へも連絡をする。
又、市本部より市内の被害状況、避難状況、応急対策活動、並びにライフラインに関する情報等を入手して、速やかに各町内会長に伝達する。
 9. 会長は、災害救助法が適用された時は、市本部と折衝して、公正に給食や給水等が住民へ行き渡るように務め、各町内会長と協議してその対策を講じる。（様式2）
 10. 会長は、各町内会長と密接に連絡をとり、消火、救出・救護、給食・給水等での応援が必要と判断されたときは各班長を通じて適切な措置を講じる。
 11. 避難所が開設された時、会長は、役員のうちから適任者を選出して避難所運営委員に任命し「避難所運営委員会」に参加させて避難所の運営に当たらせる。
任命に当たっては原則として、各班を担当する役員及び防災リーダーを含む顧問に、その任を当たらせる
尚、避難所は原則として第1及び第2町内会は香川小学校を、第3及び第4町内会は北陽中学校とする。
 12. 避難所運営委員は、会長と連絡を密にし、避難者が秩序をもって公平に安心して滞留できる体制作りをする。
 13. 避難所運営委員は、会員避難者氏名及び傷病者のいるときはその都度、確認して会長に報告する。
（様式3及び4）
 14. 避難者が避難所にて記入してもらった避難者カード（様式5）は平常時に事前に会員に配布して、記入して用意し、当日持参することを徹底させる。
 15. その他必要が生じた事項は協議して決める。

附

様 式

1. 被害状況通知書
2. 人員連絡通知書
3. 避難所緊急状況報告
4. 傷病者リスト
5. 避難者カード